

4月1日申請受付開始 新エネルギー導入奨励金

町では地球温暖化防止対策の一環として、太陽光発電設備や電気自動車を購入した方に、予算の範囲内で「新エネルギー導入奨励金(上限10万円)」を交付しています。

平成31年度も4月1日より、交付申請の受付を開始します。

申請受付期間

平成31年4月1日

～翌年3月31日

交付対象設備

- 太陽光発電設備
- 太陽熱利用設備
- クリーンエネルギー自動車(電気・天然ガス・水素・メタノールのみ)
- 小型風力発電設備
- 小水力発電設備
- 天然ガスコージェネレーション設備

申請書添付書類

- ① 国・県等の補助を受けた書類の写し、交付額決定通知書の写し
- ② 設備の規格または仕様がわかる書類(設備のカタログ等)
- ③ 設備の設置費用に係る領収書の写しおよび内訳書

④ 設備の設置状況が分かる複数の箇所の写真

⑤ 設置場所の案内図

⑥ 町税の納税証明書(申請日より30日以内の発行日も可)

⑦ 発電設備は想定される発電量および自家消費量が分かる資料

⑧ 太陽光発電設備はパネルの配置図面

⑨ クリーンエネルギー自動車は自動車検査証の写し

⑩ その他町長が必要と認めるもの

※領収書および車検証は窓口にて原本確認を行います。申請のときに、原本を併せてお持ちください。

留意事項

● 申請様式は役場窓口のほか、町ホームページで取得できます。

● 予算に限りがありますので、申請前に予算状況についてお問い合わせください。

問い合わせ先

町民課環境衛生係

(32)3114

そば生産者対象の補助事業を「活用ください」

農業振興施策の一環として耕作放棄地等の解消を図るため、町ではそば生産者に対する支援を実施しています。

そば種子無料頒布事業

町内の農地でそばを生産する方を対象に、種子を無償で頒布します。

● 対象者

町内耕作者
※平成28年度以降に無料頒布を受けた方は、対象となりませんのでご注意ください。3年間是自己収穫種子を蒔いていたいただきます。

● 種子の品種

しなの1号

● 頒布量 10a当たり6kg

● 頒布時期 7月中旬頃

● 申し込み

申込書は、産業経済課農政係にありますので、5月31日(金)までにお申し込みください。

● その他

頒布した種子を時かなくなつた場合などは、種子返却または相当額の返還を請求します。

そば刈取り事業

御代田町農業機械維持管理業務・運営業務委託契約を締結している団体にそばの刈り取りを依頼し、生産者が支払うべき刈り取り料金の一部を

補助します。

● 補助金額

10a当たり1万円の刈り取り料のうち、3千円を町が補助します。

● 申し込み

9月上旬に、昨年度そば生産実績のある方を対象に申込書を送付しますので、補助を希望される方はお申し込みください。新たに刈り取りを希望する方は、産業経済課農政係にある申込書により、お申し込みください。

そば生産者補助金交付事業

そば生産者が町で認められた事業所に出荷した場合、玄そばの出荷量に応じ、販売価格1kg当たり補助金を上乗せする事業です。

● 対象者

町内の農業者自らが、町内の農地で生産した玄そばを出荷した方

● 補助金額

玄そばは販売量1kg当たり200円以内(補助金額は、その年の総出荷量により変動します)

申し込み・問い合わせ先

産業経済課農政係

(32)3113

耕作放棄地解消事業補助金を「活用ください」

荒廃した農地を復旧し、耕作を再開する場合、その経費に対する補助金を交付する事業です。

対象農地

農業振興地域内の農用地区域で、農業委員会が農地として利用すべきと判断した耕作放棄地

交付条件

● 解消後、10年間は荒廃しないよう耕作および管理すること

● 貸借の際は、農地利用集積計画等により利用権設定すること

補助率

町が定める作業ごとの単価表により算出した経費の2分の1以内

● その他

● 過去に補助対象となつた農地は対象となりません。

● 事業着手後の申請は認められません。必ず着手前に申請してください。

問い合わせ先

産業経済課農政係

(32)3113

開発指導要綱の一部 改正に関する住民 説明会を開催します

町では、町民の皆さまの安全な住環境の確保などを目的とした「開発指導要綱」に基づいて、町内に建築される建物に対して指導を行っています。

「開発指導要綱」には、中高層建築物の建築を行うこととする開発に対する基準(高さ・色彩・サインなど)が定められています。

今回、大林地区の準工業地域における建築物の高さ制限の一部緩和に関する住民説明会を開催します。

日時

4月19日(金)
午後7時～

場所

役場 2階大会議室

問い合わせ先

企画財政課企画係
(32)3112

平成31年度 固定資産価格等の 縦覧・閲覧

固定資産税の納税者の方は、土地や家屋の評価額等が記載された「土地・家屋価格等縦覧帳簿」を縦覧することができます。また、縦覧期間中は、固定資産課税台帳を無料で閲覧することができます。

この機会にぜひご確認ください。

期間

4月1日(月)～5月7日(火)
(土日曜日、祝日を除く)

時間

午前8時30分～午後5時15分

場所

税務課資産税係3番窓口

持参するもの

- 本人確認ができるもの(運転免許証など)
- はんこ(印章)
- 委任状(法人および代理人が縦覧される場合)

手数料

縦覧期間中の課税台帳閲覧手数料は無料です(コピーが必要な場合は、1枚20円のコピー料金がかります)。

問い合わせ先

税務課資産税係
(32)3126

夏はくさい適正生産の 継続をお願いします

夏はくさい(7月～9月)は、長野県産のシエアが極めて高い野菜ですが、主な需要である漬物消費量の減少により、7月期(7月1日～8月10日)を中心に価格が低落するおそれがあります。これまで、生産者の皆さまには、需要に見合った生産量となるよう「適正生産」に取り組んでいた、結果、安定した価格で販売され、一定の所得が確保されています。

しかし、依然として漬物需要には大きな変化が見られず、ひとたび市場への供給が過剰になれば、価格が大幅に低落する傾向にあります。安定的に所得を確保するためには、「適正生産」に継続して取り組むことが必要です。

生産者の皆さま一人ひとりの適正生産の取り組みが、安定した価格形成につながります。

本年産においても、7月(7月1日～8月10日)出荷が、需要に見合った適正量となるよう引き続き取り組みをお願いします。なお、実際の作付計画や代替品目等についてのご相談は、管轄する佐久浅間農業協同組合または長野県佐久農業改良普及センターまでお願いします。

問い合わせ先

佐久農業改良普及センター
0267(63)3168
産業経済課農政係
(32)3113

ごみの投棄は 違法行為です!

ごみを適正な方法以外で廃棄することは法律で禁じられており、違反した場合5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、またはその両方が科されます。

また、不法投棄することを目的に、ごみを収集・運搬する行為も処罰の対象です。



不法投棄現場の様子

例年、3～4月に家電製品や家具など粗大ごみの不法投棄が増加する傾向にあります。不法投棄を発見した際は、町への一報にご協力をお願いします。

ごみの処分方法でお困りの場合は、環境衛生係までお気軽にご相談ください。

問い合わせ先

町民課環境衛生係
(32)3114

平成31年度 春の山火事予防運動

長野県では、3月1日から5月31日までを春の山火事予防運動実施期間としています。春先は空気が乾燥し、山火事が起こりやすくなっています。山火事の原因となるたき火の不始末やたばこの投げ捨ては絶対にやめるようにお願いします。特に、土手焼きなどからの延焼による山火事が毎年多発しています。風の強い日や空気が乾燥しているときには、火入れを行わないようにしてください。

問い合わせ先

佐久地域振興局林務課
0267(63)3153
(32)3113

訂正とお詫び

広報やまゆり3月号掲載の「ごんにちは農業委員会」で紹介した家族経営協定締結者の氏名に誤りがありました。訂正してお詫びします。

■訂正箇所 12ページ
誤 肥後 勉さん
正 肥後 努さん